

西宮市立学校情報化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会各課が互いに連携協力し、関連部局の協力を得て、西宮市立学校の情報化を計画的かつ効率的に推進するため、西宮市立学校情報化推進会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(会議)

第2条 会議は、別表に定める職員を委員長、副委員長及び委員として構成する。

(所掌事務)

第3条 第1条の目的を達成するため、会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校情報化推進基本計画の策定に関すること。
- (2) 情報基盤の整備に関すること。
- (3) システム整備に関すること
- (4) 情報化の推進体制の整備に関すること
- (5) ICT利活用に向けた環境整備に関すること。
- (6) 総合的な維持管理体制に関すること。
- (7) その他委員長が必要と認める事項

(招集)

第4条 会議は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明をさせ、若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会及び作業部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会及び作業部会を設置することができる。

(報告)

第6条 委員長は、課題の調査・検討内容及び結果について、西宮市情報化推進本部に適宜報告するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、教育委員会学校教育部教育研修課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

(付則)

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年5月25日から実施する。

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

委員長	副委員長	委員
学校教育部長	教育総括室長 デジタル推進部長	教育委員会 教育研修課長 教育研修課担当課長 教育総務課長 教育総務課担当課長 教育職員課長 学校管理課長 学事課長 学校教育課長 学校保健安全課長 学校給食課長 特別支援教育課長 総務局 デジタル推進課長 デジタル推進課担当課長